

TPP交渉からの即時脱退と情報公開を求める意見書(案)

本年3月15日、安倍内閣総理大臣はTPP協定交渉への参加を表明し、4月12日、TPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加に向けた日米協議に合意した。そして、日本は7月のTPP交渉・第17回会合に初めて参加したが、わずか2日半の参加にとどまり、関税問題を扱う「物品市場アクセス」分野の協議にも間に合わないなど成果は乏しいものに終わった。8月22日からはブルネイで第18回会合が開かれ、関税分野の協議が本格化している。

しかしながら、我が国の農産物が関税撤廃の対象から除外される保証はなく、このままでは、我々は国の将来や農業の存亡に関する不安を拭い切れず、政府の拙速な交渉参加を断じて容認することはできない。2012年12月にTPP交渉に新たに参加したメキシコとカナダは、対等に交渉する権利の放棄を制約して参加が認められたといわれている。米国など、他の参加国が年内の交渉妥結を目指す中、米通商代表部のフロマン代表が「日本が交渉を遅らせることは許さない」「日本農業について事前に除外するとのいかなる合意もない」と述べるなど、農産物重要5項目の関税撤廃例外の確保をはじめとする日本の主張が今後の交渉で満足に取り上げられる保証はない。交渉に臨む日本政府の明確な方針も未だ示されず、国民の間に大きな不安が広がっている。

参加国に厳格な守秘義務を課す、「秘密主義」とも言うべきTPPの体質にも国民の懸念が膨らんでいる。関係文書を機密扱いとし、4年間は交渉過程や内容を明らかにしないとの取り決めだが、これでは現在、何が議論の焦点となり、日本がどのような主張を展開し、その反映の余地がどこまで残されているのかすら国民は把握できない。TPPはこの国の将来を左右しかねない重大な交渉であるにもかかわらず、国民には一切、情報が知らされず政府に白紙委任した挙げ句、妥結後に初めて全容を知ることになりかねない。

また、8月7日から始まった日米並行協議では、自動車貿易での安全基準の取り扱いや保険、知的財産権、衛生植物検疫、政府調達などが話し合われている。その多くが、米国がこれまで「非関税障壁」として日本に規制緩和を迫ってきた分野であり、4月に合意した事前協議で自動車・保険・牛肉分野での日本が相次ぐ譲歩を強いられた経緯を鑑みても、米国の意向に沿った協議となるのではないかと強く憂慮せざるを得ない。外交交渉のため国会承認手続きも不要で、合意内容がTPP発効時点で拘束力を持つ並行協議は、米国ペースで進んでしまっっては取り返しのつかない事態を招くことから、並行協議について

も最大限の情報公開が欠かせない。

T P Pは原則として関税を全て撤廃することとされており、21分野もの規制緩和で地域経済や国民生活の隅々にまで甚大な影響を与える上、必要な情報も開示されず、国民合意も未だ形成されていないことから、国民の暮らし及び地域の実情を無視し、日本として交渉に参加し続けるべき状況にない。よって、国におかれては、T P P協定交渉に当たって、下記の事項について誠実に対応するよう強く要望する。

記

1. T P Pが国民生活や地方の経済活動に与える影響、日本が他の後発参加国と同様に不利な条件を課せられているのかを含めた交渉の現状や参加各国と日本の主張、政府が米国と行っている日米並行協議の内容などについて、国民に対し、十分な情報提供と明確な説明を行うこと。また、交渉に関するルールの見直しを参加各国に求めること。
2. 国民に対する十分な情報提供や国民的な論議、合意形成もないまま、T P P交渉を続けるべきでなく、T P P交渉からの即時脱退を決断すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年 9月25日

嘉麻市議会

意見書提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
T P P担当大臣
経済産業大臣
外務大臣
農林水産大臣
総務大臣
国土交通大臣